

【憲法】

問題 次の文を読み、設問に答えなさい。

Aは、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課長補佐であり、庶務係、企画指導係及び技術開発係担当として部下である各係職員を直接指揮するとともに、同課に存する8名の課長補佐の筆頭課長補佐（総括課長補佐）として他の課長補佐等からの業務の相談に対応するなど課内の総合調整等を行う立場にあった。Aが所属していた統計情報部社会統計課の業務は、厚生労働省の施策である児童福祉、社会福祉あるいは老人福祉等に関わる統計調査等であって、政策の企画立案それ自体ではないものの、その基礎資料を収集するという企画立案をサポートするものであった。

Aは、政党Bを支持する目的で、×年×月×日午後0時5分頃、東京都C区所在の警視庁職員住宅の各集合郵便受け合計32か所に、Bの機関紙である「D」合計32枚を投函して配布した。配布の際には、公務員であることを明らかにすることなく、無言で郵便受けに文書を配布し、公務員による行為と認識し得る態様ではなかった。配布は、勤務時間外である休日に、国ないし職場の施設を利用せずに、公務員としての地位を利用することなく行われた。

Aの配布行為は、国家公務員法（以下、「法」という。）110条1項19号、同102条1項、人事院規則14-7（政治的行為）（以下、「規則」という。）6項7号（以下、これらの規定を合わせて「罰則規定」という。）に当たるとして起訴された。

〔設問1〕

あなたが、Aの弁護人であったとして、Aの無罪を主張するために、裁判においてどのような憲法上の主張を行うか、具体的に論じなさい。

〔設問2〕

〔設問1〕における憲法上の主張に対する反論を想定しながら、それに対するあなた自身の見解を述べなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、〔設問1〕、〔設問2〕と見出しをつけて記入しなさい。

【参考条文】

● 国家公務員法〔抄〕

(政治的行為の制限)

第二条第一項 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に参与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

第一百条第一項 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九号 第二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

● 人事院規則一四一七（政治的行為）〔抄〕

(政治的目的の定義)

第五項 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第六項に定める政治的行為に含まれない限り、法第二条第一項の規定に違反するものではない。

第三号 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

(政治的行為の定義)

第六項 法第二条第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

第七号 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。